

総務環境委員会 説明資料

頁

1 開催都市契約の修正に向けた協議について ······ 1

平成30年6月29日

総務局

1 開催都市契約の修正に向けた協議について

(1) 面談による協議

区 分	協 議 日	O C A 側出席者	協 議 場 所
第 1 回	平成29年 1月23日	国際部長	札幌
第 2 回	2月22日	国際部長	札幌
第 3 回	5月30日	国際部長・競技部長	クウェート (クウェート国)
第 4 回	8月19日	国際部長	ジャカルタ (インドネシア共和国)
第 5 回	9月21日	事務総長・国際部長・競技部長	アシガバット (トルクメニスタン)
第 6 回	12月14日	国際部長	ジャカルタ (インドネシア共和国)
第 7 回	平成30年 1月14日	国際部長	ジャカルタ (インドネシア共和国)
第 8 回	3月18日	国際部長	クウェート (クウェート国)
第 9 回	4月17日	国際部長	バンコク (タイ王国)
第10回	6月 6日	国際部長・弁護士	ドバイ (アラブ首長国連邦)

- (注) 1 開催都市決定後から平成30年6月27日まで
2 面談による協議のほか、電子メールや国際電話などを使用して調整を実施
3 協議場所の()内は国名

(2) 修正の方針

大会主催者負担経費 850 億円、うち行政負担の上限 600 億円の実現を図ることを開催都市の原則的な考え方として協議を実施

(3) 修正の観点及び修正の例

開催都市契約の修正に向けた協議に当たり、以下ア～エの 4 項目を基本的な観点として条項を調整

ア 開催都市に権限のない条項や実施困難な条項の修正

権限を持つ機関に働きかける規定や実施できる内容に修正

(修正の例)

- ・国に権限のある事項や、民間企業のサービス提供価格を管理するよう開催都市に義務付ける条項について、開催都市は、該当機関に働きかける規定に修正

イ 数量や期間、水準等開催都市の負担軽減を図るための条項の修正

数量等の見直しや協議を通じた軽減を可能にする規定、開催都市の裁量で決定できる規定などに修正

(修正の例)

- ・選手村にはホテルを含むことができるものとし、宿泊施設の提供については、上限を設定するように修正
- ・開催都市が自ら費用を負担して行うものとされている安全、防火及び医療サービスについては、その手段や水準を開催都市の単独の裁量によって定めることができるよう修正

ウ OCAが一方的に有利な条項の修正

OCAと開催都市が対等な関係になる規定に修正

(修正の例)

- ・関係者の意見が異なるときに、最終決定権をOCAが持つなどと定められた条項について、関係者で協議して定めることができるよう に修正

エ 財政面及び商業面の義務に関する調整

- ・スポンサー収入などの配分については、OCA 50%、組織委員会 50%となっていたが、今後協議して定める一定金額を支払うことにより、全額を組織委員会の収入としてOCAと合意
- ・組織委員会が主体的にマーケティング戦略（スポンサー募集条件の決定、マーチャンダイジング（グッズ等の商品化計画）など）をとれるように修正

